

### 3. 統計制度に関する事項

我が国の統計を取り巻く問題を解決するためには、2. で触れた個別の統計の整備・改善を図ると同時に、個別の統計を支える制度的な基盤についてもその改革に強力に取り込んでいくことが不可欠である。

1. で述べたような統計が直面する種々の問題に照らせば、制度面からの取組において特に重要と考えられる課題は、以下のとおりである。

#### (1) 統計の体系化

##### <取組に当たっての考え方>

1. で述べたとおり、経済社会を取り巻く環境が激しく変化する中で、官民を問わず、客観的で合理的な根拠に基づく意思決定が求められるようになっており、国全体の経済社会の実態を包括的に示す統計を整備することが不可欠になっている。

しかしながら、現状では、我が国のいわゆる分散型の統計機構の下、多くの統計が一義的には各府省の個別行政への利用に供することを念頭に整備される傾向が見られ、各府省の所掌を反映した形で一次統計の整備が「モザイク的」に行われるといった問題があるほか、我が国の経済社会の状況を包括的に表す経済統計の基幹体系であるSNA（国民経済計算体系）とその基礎となる一次統計等との連携が必ずしも十分に図られておらず、そのため体系全体の中で統計に用いられる概念や用語が相互に有機的に関係づけられているとは言い難い状況にある。

昭和 22 年に制定された統計法は、その第 1 条で「統計の体系を整備」することを目的の一つに掲げている。ここでいう「統計」は調査統計に限られているわけではないが、法体系全体がもっぱら調査統計を念頭に置いて規定されていることもあり、SNAを始めとする加工統計の位置づけが明確ではない。このような事情は、いわゆる承認統計を規律している統計報告調整法においても同様であり、統計法制の運用を通じて加工統計を統計体系の中に積極的に組み込んだり、それらの加工統計と調査統計を始めとする基礎統計との関連付けを行うことは事実上困難となっている。

限られたリソースによって支えられる国の統計体系は、産業構造や社会環境の変化に常に対応して必要性の薄れた統計を整理し、新たなニーズに応えるための統計を創設することを通じて整備していく必要がある。統計体系の整備のための中心的な役割は統計法に規定する指定統計制度が担っているが、これまでのところ実施者からの申請を受けて承認・指定を行うという受動的な運用にとどまっていること、いったん指定した後の解除・廃止の手続が規定されていないこと、中長期的な視野に立った統計体系の整備について

の政府レベルで基本的な考え方が共有されていないこと等が相まって、統計体系の整備に積極的・能動的な役割を果たし得ていない。

今後の統計の整備に当たっては、上記のような従来の運用やその前提となっている法制度を改めることも含め、中長期的な視野に立って、加工統計と調査統計や業務統計を体系的に関連づけて、国、地方公共団体、事業者、国民等が我が国の経済社会の実態を的確にとらえ得る、産業構造や社会環境の変化に対応した統計体系を整備することを基本的な方針として取組を進めていくべきである。

その際、経済統計の体系化に当たっては、理論的な枠組みの下で構築され、国際比較も可能なSNAを柱として位置づけGDP関連統計や産業連関表と一次統計との関係を整理すること、政策的あるいは社会的なニーズに照らして必要な一次統計が過不足なく整備されていることを基本とすべきである。社会統計については、現在のところ経済統計におけるSNAに相当するような体系化の基軸が必ずしも確立されていないが、ライフスタイルの変化や少子化の動向等を的確に把握できるよう、体系的な統計の整備を目指すべきである。

#### ＜具体的な取組＞

中期的な視点に立って政府全体として計画的に統計体系の整備を図っていくため、加工統計を含む統計の整備に関する中期的な基本計画（以下「基本計画」）を制度的に位置づけ、総合的・計画的な統計体系の整備に取り組むべきである。

基本計画は、学識経験者や統計利用者等の意見も反映させつつ、5年程度の期間を視野において、統計整備に当たっての基本的な考え方、重点的に統計を整備すべき分野等を明らかにした上で、当該期間における政府の取組等を盛り込むことが適当と考えられるが、その制度的な位置づけや盛り込むべき事項の詳細については、4. で述べる検討の場において具体化を図る必要がある。

## （2）「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方

### ア 中央の統計組織

#### ＜取組に当たっての考え方＞

我が国のいわゆる分散型の統計機構には、各府省の個別行政への利用に密着してきめ細かく機動的に必要な統計を整備でき、また、統計を作成する各府省それぞれに統計作成の専門家やノウハウを蓄積できるというメリットがある。他方で、1. で述べたとおり、統計を作成する各府省の個別行政へ

の利用が優先されがちで、統計の体系的整備や限られたリソースの有効活用・機動的な配分等が十分に行われていないなど、今日の統計をめぐる状況を見れば、前述のメリットよりもむしろ弊害が目立ちつつある。

統計行政における総合的な調整機能は、統計法制や府省設置法等において、もっぱら総務省（総務大臣）の担うところとされ、同省統計局統計基準部（本年夏頃に政策統括官に移行予定）や統計審議会がそれを実質的に支える形となっている。しかしながら、これらの体制による調整機能は、実態的には、もっぱら個別の統計調査ごとの審査・承認等を通じた受動的なものにとどまっており、中長期的な視点に立った政府全体としての統計体系の在り方や統計整備の今後の方向性を提示したり、そうした基本的な考え方に沿って個別の統計の整備を図るといった能動的な役割までは果たし得ていない。

我が国の統計が今日抱えている問題を掘り下げるとその相当部分は分散型の統計機構と調整機能の在り方に行き当たる。こうした分散型統計機構が持つ弊害を改めることが急務であるが、その一方で統計に関するすべての行政事務を一つの行政組織に集約する完全な集中型の統計機構は、我が国の行政運営の実態や諸外国の統計機構の例からみて現実的な選択肢とはなりえない。

したがって、現実的には、現在の総務省（統計局、統計審議会等）及び内閣府（経済社会総合研究所国民経済計算部、国民経済計算調査会議等）が担っている統計に関する中核的な機能（調整・審査、SNA体系の整備、統計基準の設定、基本的な統計調査の実施機能等）を強化し得るような「司令塔」を有する必要がある。

この「司令塔」が現状の総務省及び内閣府の組織的な枠組みを基本とした各機能の強化・連携によるいわばバーチャル（仮想的）なものであるべきか、あるいは、それらの機能の全部又は一部を組織的にも集約したリアルなものであるべきかについては、今後更に検討する必要がある。

いずれにせよ、これまでに述べたような基本的な認識に基づき、政府横断的な他の行政分野における調整手法、諸外国の統計機構とその運用等も参考にすれば、統計に関する「司令塔」が有すべき主な機能は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

- ① 統計制度に関する基本的事項の企画・立案
- ② 統計の整備に関する中期的な基本計画の案の策定
- ③ 統計基準（分類等）の設定
- ④ 包括的な勘定体系（SNA）の整備
- ⑤ 個別の統計（調査）の作成・実施に関する調整（指定・承認等）
- ⑥ 政府横断的な統計調査の立案・実施

- ⑦ 各府省が行う統計調査の共通の母集団情報の整備・提供
- ⑧ 統計関係職員の専門性の向上 等

「司令塔」は、個別の統計（調査）の指定・承認等を通じた受動的な調整にとどまらず、ユーザー等の意見も反映しながら自ら統計体系の在り方や今後の方向性等を示しつつ、SNA等を通じて一次統計の体系化の状況を把握し、個別の統計を作成する府省に能動的に働きかけ、機動的に調整する役割を担うことが肝要である。また、政府横断的な統計調査については自ら立案・実施しつつ、分散型統計機構の中で、政策的あるいは社会的に必要とされながら個別の府省によっては統計が作成されない場合には、最終的にその作成に当たるような機能を担うことも必要である。さらに、各種統計調査の共通基盤となる母集団情報の整備も「司令塔」が果たすべき重要な役割の一つである。

これらの機能を担う組織については、各機能が相互に連携を保って効果的に発揮されること、責任の所在が明確であること、専門性を持った人材を確保・育成しやすいこと等を勘案しつつ、その在り方が検討されることが望ましい。

統計は他の行政分野と比べて、技術的・専門的要素が高く、また、その性格から政治から一定の距離を置くことが求められるため、現行の統計審議会のように学識経験者等によって構成される第三者的な機関が「司令塔」の中で果たすべき役割が極めて大きい。「司令塔」機能の確立に際して、当該第三者的な機関は、中長期的視点に立った統計整備の方向性や政府の取組、個別の統計への関わり等を通じて、常に国の統計体系全体を見渡して必要に応じて積極的に意見を表明できるような仕組みとすることが適当である。

### <具体的な取組>

上記の考え方を踏まえ、「司令塔」機能の強化のための統計制度の在り方について、4. で述べる検討の場において、法制的・組織的観点にも立ってその具体化を進め、平成 18 年夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。

#### イ 地方の統計組織

##### <取組に当たっての考え方>

地方における統計機構は、我が国の統計調査の基盤として国が行う大規模な統計調査の実査を担当するとともに、地方における統計事業の実施や地域統計の整備を行うなど重要な役割を果たしている。

地方公共団体におけるこうした統計機構は、今後とも大規模な統計調査の円滑な実施の上で欠かせないものであるが、地方公共団体における厳しい行

財政事情、統計調査内容の複雑・高度化、調査環境の変化等が相まって、現状において統計調査の実施が難しくなっている。したがって、地方の統計組織についても改革が必要である。

一方、これまでも述べたとおり、我が国の経済活動に占める第三次産業の割合に比して当該分野における統計の整備が立ち後れている現状を早急に改善する必要がある。とりわけサービス分野等新たな統計の整備が喫緊の課題となっている分野において、それらの統計をどのような形で整備していくのかその検討を急ぐ必要がある。

これらに係る実査体制については、地方における実態を的確に把握するという観点から、今後、当該統計の詳細を具体化していく中でその一環として検討する必要がある。例えば、これまで農林水産分野で統計に携わってきた職員の能力や専門性を引き続き有効に活用する観点に立てば、平成 17 年度から 5 年間で約 1,100 人の縮減を目指すこととされている農林水産統計の要員の一部について、本人の希望を前提としつつそのリソースを活用することが一案と考えられる。

#### <具体的な取組>

上記の考え方を踏まえ、サービス分野等の新たな統計の整備を円滑に行えるよう、総務省その他の関係府省は、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備について検討を行う必要がある。

#### ウ 統計に携わる人材の育成・確保等

##### <取組に当たっての考え方>

中央において「司令塔」機能が強化され、地方において実査組織の整備が進んだとしても、その運用に当たる職員の資質や能力、絶対数が伴わなければ、我が国の統計が大きく改善されることは期待できない。実際に、主要国の統計組織における職員数や構成をみると、我が国とは行政や人事の制度が異なり単純な比較は難しいものの、経済規模や人口に比して統計関係職員が絶対数で多だけでなく、その内訳においても大学等で統計に関わる専門課程を履修したスタッフの占める割合が高いことが見てとれる。

現在、統計を作成する主な府省は、府省全体の広範なローテーションの中で、それぞれの職場での OJT や統計研修所（総務省）を始めとする専門の研修機関の研修課程等を活用して人材の育成に努めているが、統計を主要なキャリアパスとする専門的な人材は極めて限られており、裾野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない。

統計は、その企画立案、設計、実査、集計・加工、審査、分析といった個々のプロセスにおいて、理論的にも技術的にも、あるいは実務の面からも、他

の行政分野に比して高度の専門性が求められる。国際社会では、統計を一層発展させるための様々な取組が行われており、それらの動きを的確に把握し国内にその成果を反映させることはもとより、より積極的に我が国としてそうした取組に貢献していくためには、国際会議等を舞台にした専門的な議論に積極的に参画してそれら諸外国の統計専門家に伍して議論をたたかわせることのできる人材を確保・育成していくことが不可欠である。

一つの統計組織にとどまらず、他の一次統計作成部局、加工統計作成部局、調整・審査部局、調査実施部局など様々な統計関係部局を経験することで職員個人の能力が高まるばかりでなく、当該職員を通じて互いの経験やノウハウが交換されれば組織全体としても得るところが大きいと考えられる。また、統計の専門的な知識を有したそれらの職員が政策や事業を担当する部局を経験すれば、統計を利用する側からのニーズをより深く理解し、法令や予算・会計など統計行政においても基礎となる行政知識を身につけることができ、統計の専門家としての幅を広げることができる。統計に関する専門知識を持つ職員を受け入れる政策担当部局の側においても、政策の企画立案や評価に際して定量的で客観性に優れる統計をより積極的に活用できるようになることが期待できる。

統計を専門としない行政分野の職員においては、OJTの形で必要に応じて統計に関わるだけでは多種多様な統計を十分に活用し得ないと考えられ、統計に関する研修等を行う専門機関の課程を受講させたり、そのキャリアパスの中に統計関係部署を随時組み込んだりすることで、政策担当部局や事業実施部局に籍を置いた場合の基礎的な能力が一層向上するものと期待される。そうした職員の人事運用に当たっても適切な配慮が求められる。

### ＜具体的な取組＞

統計に関わりの深い関係府省においては、もっぱら統計に携わる職員について、政策担当部局や事業実施部局において一定の経験を積ませつつ、その育成方針・研修計画を策定するなどして、一次統計作成部局、加工統計作成部局、調整・審査部局、調査実施部局それぞれにおいて高度の専門性を身につけることができるような任用を計画的に行うとともに、それらの統計関係府省・部局間で一層活発にかつ継続的に人事交流を行うべきである。

## (3) 行政記録の活用

### ＜取組に当たっての考え方＞

各種の届出、許認可等に基づいて各府省が保有している行政記録を統計の作成や統計調査の母集団名簿の整備に活用すべきとの課題は、統計審議会の

「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月）で提起されて以来10年余にわたって関係府省による検討が進められてきたところである。その結果、各府省において、個別の統計調査において行政記録を活用した統計調査の簡素化が図られている例も見られるものの、総体としてみれば、行政記録の統計への活用は依然として期待されたほどには至っていない。

こうした背景には、統計の作成に活用される行政記録の側に目的外の使用禁止や秘密の保護といった制度的あるいは運用上の制約がある場合が少なくないこと、行政記録のデータの範囲や内容等に均一性が十分でなく統計の作成に容易に活用できないといった事情があるものと考えられる。

他方で、近年の調査環境の変化（調査員の目視だけでは捕捉することが困難な事業所・企業の増加等）、報告者負担軽減の要請、厳しい行財政事情等を踏まえれば、統計調査に当たっての母集団名簿の整備や調査に協力が得られない客体や調査票の記入漏れ等についてのデータ補完のための基礎資料として各種の行政記録を活用することができれば、実査の効率化、報告者負担の軽減、結果精度の向上、結果公表の早期化等多くの面で大きな改善が図られるものと期待され、これまで以上の取組の進展が強く求められる。

現在、電子政府構築の一環として、電子申請等受付業務、統計調査等業務を始め様々な分野で業務・システムの最適化が急ピッチで進められており、これまで障害となっていたデータ処理上の問題については、今後次第にその解決が図られていくものも少なくないと考えられ、上記最適化の進捗も踏まえながら取組を進めていくべきである。

行政記録の側で目的外使用の禁止や秘密保護等を要請している理由としては、当該行政活動に対する申請者等の信頼確保を主な狙いとするものと考えられる。そうした事情には一定の合理性があると考えられるが、個々の調査対象に関する記録が最終的に統計数値として個体を識別できない形で公表されること、国の統計作成のために行政記録を活用することは最も公益性の高い使用目的の一つであること等にかんがみると、双方の要請の調和を図るための解決策としては、統計の側で行政記録の提供を受けるための明確な根拠や統計作成以外への利用の禁止等を法制的に措置することも一つの考え方である。実際に、諸外国においては、事業所・企業を対象とする統計を中心に各種の行政記録が積極的に利用されており、統計法制等の中でそのような行政記録の活用を位置づけて制度化を図っている国も見られる。

また、行政記録については、母集団情報の整備や統計調査のデータ補完に活用できるだけでなく、これを用いて統計を作成することによって、現在は統計調査の対象となっていない分野に関する貴重な情報が得られることが期待できる。統計体系の整備という観点から必要とされる行政記録の統計化

を積極的に推進する必要がある。

#### ＜具体的な取組＞

統計の作成に行政記録をより広範に活用できるよう、4. で述べる検討の場において、統計法制の中にそのための根拠規定等を整備することを検討すべきである。

また、総務省は、実施府省における統計調査の企画・立案に際して、データの質、適時性、費用、報告者負担等を勘案しつつ行政記録が一層活用されるよう、各実施府省にその検討を促すべきである。

### （４）統計情報の多様かつ高度な利用

#### ＜取組に当たっての考え方＞

各種リソースの制約が強まる中で、国が保有する各種の統計情報は、報告者の秘密保護を前提としつつ、可能な限り各利用者の多様なニーズに応じた形で利用されるべきである。

国の統計調査により収集された各種の情報は、現在も多様な統計表の形でインターネットや印刷物等で広く提供されているが、多様化する統計利用者のニーズをあらかじめすべて想定することは困難であり、仮に想定できたとしてもそのすべてに対応できるように国が集計してその結果を提供することは現実的でない。

しかしながら、近年のITや情報処理技術の飛躍的な発展も踏まえれば、国自らがそのような対応を行わなくても、報告者の秘密保護を担保しつつ、統計の利用者が自由に様々な角度から高度な分析を行えるようになれば、機動的な対応が求められる政策立案の基礎資料の作成に役立つほか、研究者等が創意に満ちた分析を行うことで社会や学術の発展に寄与すると考えられる。また、既存の統計情報を柔軟に利用することができれば、統計調査を簡略化したり、別途の関連する項目を追加して統計の利便性を高めたりできる場合もあると見込まれ、報告者負担の軽減や限られたリソースの有効活用にも効果がある。

利用者の多様かつ高度な利用に応えるための具体的な方策は、現行制度の下での対応としてインターネットを通じた統計情報の一元的な提供（統計データポータルサイト等）が行われているほか、総務大臣等の承認を経て調査票の目的外使用（統計法第15条及び第15条の2）という形でも一部行われている。諸外国に目を転ずれば、米国、英国、カナダなど多くの国で報告者の秘密保護に慎重に配慮しながらも、マイクロデータ（匿名標本データ：個票データから地域区分や世帯番号等の個体の識別子を消去するなどにより



個体の識別を不可能にした標本データ）を政策立案や科学研究に大いに利用していくことが大きな流れとなっており、オーダーメイド集計（調査票を保有する行政機関等が利用者からの個別の要請に応じて調査票を集計してその結果を提供するもの）やそれらを支える統計データアーカイブ等と組み合わせられて、統計情報の多様かつ高度な利用に役立っている。

我が国でも、マイクロデータの活用やオーダーメイド集計、統計データアーカイブ等はこれまでも統計審議会等からその取組の必要性がたびたび指摘されてきたが、関係府省による検討は報告者の秘密保護の担保、統計法制上の位置づけ等がネックとなっており、制度化に結びつくには至っていない。

そもそも昭和 20 年代に制定された統計法制では、このような形での統計情報の利用は全く想定されていない。これまでは調査票の目的外使用の規定（統計法第 15 条等）を適用して対応してきたものの、同規定は本来、戦後の統制経済下で農作物の供出や肥料の割当等の基礎資料として調査票を利用せざるを得ない事情に対応することをもっぱら念頭に置いたものであって、報告者の秘密保護を前提とした上記の今日的なニーズに対応していく仕組みとしてふさわしいものとは言い難い。

### ＜具体的な取組＞

マイクロデータの活用について、これまでの試験的取組の蓄積や関係府省による検討、諸外国における取組状況等も踏まえ、制度化に向けた取組を加速すべきである。あわせて、オーダーメイド集計についても、関係府省によるこれまでの検討結果を踏まえて、集計体制や費用の負担・徴収の在り方等具体的な仕組みの検討を加速させる必要がある。

このため、総務省は、統計情報の二次的利用の促進等について検討している「統計法制度に関する研究会」（座長：廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授）の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。これらの制度化に当たっては、統計調査に協力する調査客体が不安を抱くことのないよう、秘密の保護とそのため担保措置について特段の留意が必要である。

また、電子政府の構築に向けた取組の一環として、政府統計に関する情報提供の一元化・体系化を更に推進することとし、当面、各府省ホームページと政府統計の総合窓口（ポータルサイト）の連携を強化し、コンテンツの構成や用語等の共通化を図るとともに、新たなデータベース、分析ツールの提供等により、政府統計の一元的な利用環境を実現すべきである。

## (5) 統計調査の民間開放

### <取組に当たっての考え方>

国の統計を作成するための統計調査に係る事務については、従来から承認統計や届出統計を中心に民間委託が進められてきた。統計作成に係る限られたリソースを有効に活用し、民間の創意工夫を導入する観点から、統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、基本的な方向として一層の民間委託を推進する必要がある。

このため、当面、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ一層の民間委託を進めるほか、今後、指定統計調査についても、調査規模、調査手法、調査対象等を勘案の上、結果精度等に与える影響を検証しつつ、包括的な民間委託についても具体的な検討を進めるべきである。

その際、調査対象者に法律上の申告義務を課すことができ、虚偽の申告に対して罰則規定が設けられている指定統計調査といえども、実際には調査対象者の信頼なくしては正確な申告を期待できないことに十分な配慮が必要である。とりわけ世帯を対象とする統計調査では、制度的な担保措置だけでなく、実施主体や統計調査員に対する信頼感や安心感といった心理的な側面が回答への協力等に影響するものと考えられる。また、調査に当たって相当程度のコスト（経費、時間、労力等）を要し、かつ、一定時点・期間の事実を調査するという統計調査の性格にもかんがみれば、とりわけ現行統計体系の根幹を成す指定統計調査においては、本調査でのトライアル・アンド・エラー（試行錯誤）は許されないことにも留意すべきである。

以上のような観点に立てば、指定統計調査を対象とする包括的な民間委託の検討に当たっては、当面、事業所・企業を対象とする小規模な調査から、実査の主体（国・地方公共団体／民間事業者）や調査方法（調査員調査／郵送・インターネット調査）の違いによって結果精度等にどのような影響があるのか等をあらかじめ具体的に検証することが必要である。

指定統計調査に限らず国の統計を作成するための統計調査を民間に委託する際には、調査対象となる事業者や国民に無用の不安や疑義を生じさせ、国の統計全体の信頼性を損なうことがあってはならない。実査・集計に当たる民間事業者が個別の調査票に記入された事項や公表前の集計結果を利用して不当な利益を得たり、調査客体が不利益を被ったりするおそれのある場合には、上記ガイドラインによる対応も含めてそれらの懸念が払拭されるような適切な措置を講ずることが必要である。あわせて、統計調査の民間開放を推進するに当たっては、現行の統計法制上の解釈・運用の明確化を図るとともに、必要に応じて新たな法制上の措置等も講ずるべきである。

### ＜具体的な取組＞

総務省その他の関係府省は、「規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）を踏まえ、遅くとも平成 18 年度に上記のような結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行いつつ、民間委託に当たっての環境整備（民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等）についての実証的な検討を行うべきである。さらに、試験調査の結果や、民間開放の推進に係る制度設計の進捗状況等を踏まえて各府省の指定統計調査への適用の範囲及びその際の条件等を上記ガイドラインに反映させるなど適切な措置を講ずるべきである。

また、総務省においては、統計調査事務の民間委託の推進に伴う法制上の課題について「統計法制度に関する研究会」の結論を踏まえて、法制上の措置を講ずるべきである。

## （6）統計に関する法制度の見直し

### ＜取組に当たっての考え方＞

統計に関する現行の法制度は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）を中心に、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）と関係の下位法令（政令、府省令等）で構成されており、統計に係る政府部内の役割分担が各府省設置法等で規定される仕組みとなっている。

これらの法律が制定されて以後 50 余年が経過し、今日まで調査環境が大きく変化し、情報処理技術や IT の飛躍的な進展に伴う統計に対するニーズの高度化・多様化が進展している。それにもかかわらず、この間に行われた法改正は行政組織の改編や関連の深い他の法律（行政機関を対象とする個人情報保護法制等）の制定等を契機とした受動的なものにとどまり、統計制度を抜本的に見直すような能動的な改正は行われていない。これらの法律は、もっぱら調査統計を念頭に規定され、統計を取り巻く状況が今日とは全く異なる制度創設当初の基本的な枠組みを今なお維持しており、この間の情勢の変化に対応できない「制度疲労」ともいえるべき状況が目につく。また、統計の真実性の確保、統計体系の整備等をその目的に掲げ、統計に関する基本法とすべき統計法には、それを担保するために総務大臣の権限が規定されているものの、特に統計調査の実施者に能動的に働きかける権限はその多くが実効的に機能しているとは言い難い状況にある。

本報告は、今後の経済社会統計の整備に関して基本的な考え方を示しつつ、個別の統計の整備や統計制度の充実に関する課題を取り上げているが、その中でも最も重要と考えられる 3.（2）アで述べた「司令塔」機能の強化や当該機能を担う組織については、まず統計に関する法制度全体の中でどのよ

うな機能や仕組みとすることが望ましいかを検討する必要がある。ほかにも、政府としての中長期的な取組等を定める計画の策定、加工統計を含む統計体系の整備、行政記録の活用、マイクロデータの活用の制度化等のように、本報告書が取り上げた課題の中には、統計法制の中に反映したり、制度として位置づけることが適当と考えられるものも少なくない。

統計に関する新たな法制度の構築は、今後の行政運営や国民生活に大きな影響を及ぼし、かつ、政府横断的な課題であることから、外部の有識者や統計ユーザー等の知見も活かしながら具体的な取組を進めることが適当である。

#### **<具体的な取組>**

上記の考え方を踏まえ、現行の統計に関する法制度を抜本的に見直すこととし、新たな法制度の在り方について、4. で述べる検討の場において（1）から（5）に関する論点について検討を進め、基本的な方針・方向性について明確な結論を得ることとすべきである。

#### 4. 今後の取組に当たって

本報告では、今後の経済社会統計の整備に当たって特に重要と考えられる課題に重点を置いて、可能な限り取組の主体と今後の工程を示すこととした。

当委員会は総務省の協力を得て内閣府が設置したものであり、本報告ではもっぱら政府横断的な統計の整備や統計制度に関する事項を取り上げていることから、基本的には総務省及び内閣府が取組の主体として明示されている。両府省においては、本報告に示された工程に沿って着実にその取組を進めていくことを期待する。その他の関係省庁においても、「統計行政の新たな展開方向」に盛り込まれた施策を着実に進めるとともに、本報告に盛り込まれた課題の実現に向けて、個別の利害を越えて力を合わせて取り組むことを望みたい。

本報告で取り上げた課題はいずれ劣らぬ重要なものであり、本報告が画餅に帰すことのないよう、内閣府は、総務省等の協力を得て当委員会の後継組織とその事務局を速やかに設けて、各課題の実現に向けた取組をフォローアップすることが適当である。各課題のうち、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方については、これをどのような形で、どのような時間的射程の中で具体化できるかが、統計改革の成否を左右する大きな鍵となる。したがって、これについては、特に上記後継組織において法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進めることとし、平成 18 年夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。

本報告で十分取り上げることのできなかつた項目の中にも、統計情報の提供の高度化、地方統計機構等の充実、統計職員の育成・研修、報告者負担の軽減、国際協力の推進等今後の統計の整備に欠かせない取組は少なくないが、それらは「統計行政の新たな展開方向」におおむね網羅されている。それらの取組が着実に実行に移されれば、本報告に盛り込まれた取組とも相まって我が国の統計の整備が大きく前進するものと見込まれる。また、長い目で見れば、統計に関する知識・情報の普及や統計教育等を通じて、統計の役割や重要性に対する国民の理解や統計調査に対する協力意識を一層深めることで、このような取組が一層実効あるものとなっていくと考えられる。

各府省統計主管部局長等会議においては、「統計行政の新たな展開方向」の推進に当たって、策定後 5 年（平成 20 年）を目途に予定されている総括的な評価を効果的に行う観点からも、これに盛り込まれている施策の進捗・工程等を明らかにしながら、関係の取組を進めていくことが望まれる。

——時代の潮流がもたらす変化に鈍感で現状に甘んじていると、いずれ取り返しのつかない事態に至る。言わば、徐々に水を熱せられたゆでガエルの例え

のように悲劇を迎える——本年4月に経済財政諮問会議に報告された「日本21世紀ビジョン」に記された一節である。

このような悲劇を避けようとするなら、我々は、時代の潮流がもたらす変化を最も客観的に指し示す役割を担う統計をより良いものとするべく地道な取組を重ねなければならない。

統計に携わる関係者による今後の努力、国民各層の理解と協力、世論の関心の高まりに期待したい。